

2024年
対策

旅行 業務取扱 管理者試験

標準

テキスト

2

旅行業法・約款

国内・総合受験対応

本書の特長



本試験の重要ポイントがスグわかる！

本試験で狙われやすいポイントを押さえた、わかりやすい解説！



本試験によく出る、おさえておくべきポイントは、「**太字ゴシック**」や「**波線ゴシック**」でわかりやすく表記！

Section 2 「観光庁長官」「都道府県知事」「登録行政庁」とは

旅行業を管理・監督する行政庁は「**観光庁長官**」であるため、旅行業法の条文では行政庁のことを「**観光庁長官**」と表記されている。

しかし、旅行業法第67条及び旅行業法施行令第5条「**都道府県**が処理する事務（職権の委任）により、第2種・第3種・地域限定旅行業、旅行業者代理業の管理・監督は、標準旅行業約款の制定・公示を除き、原則として、「**主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事**」が行う。」したがって、行政庁についての表記は、第1種旅行業の場合はその「主たる営業所の所在地」「主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事（都道府県知事）」と読み替える。

本試験において、「登録行政庁」という言葉が使われる場合があるが、これは「登録している行政庁」のことで、「**観光庁長官**」「**都道府県知事**」のことを指す。問題文により、明確に区別しなければならぬため、使い分けが必要である。

なお、当テキストでは、行政庁のことを「登録行政庁」と表記している。

ここをおさえれば、
本試験はバッチリ!!



さらに、専門的でわかりにくい法律用語には「**追加説明**」を掲載！

Section 3 外務員の権限

- (1) 外務員は、所属する旅行者等に代わって、旅行者との旅行業務に関する取引についての**一切の裁判外の行為**を行う権限を有している。したがって、外務員が行った取引について、旅行者がその旅行契約は無効であると主張すれば認められない。

★「裁判外の行為」とは

法律用語で、「法廷以外の場所での一切の行為」「訴訟に係る行為以外の一切の行為」のことを指す。「一切の裁判外の行為を行う権限を有する」とは、「営業所内で通常行っている旅行取引の行為の全てを営業所以外の場所でも行える」ことである。



また、条文穴埋め問題で出題される可能性が高い重要な条文には、「**条文対策**」を掲載！

条文対策

法第11条の2第1項（旅行業務取扱管理者の選任）

旅行者等は、営業所ごとに、1人以上の第6項の規定に適合する旅行業務取扱管理者を選任して、当該営業所における旅行業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービス（運送等サービス及び運送等関連サービス）の提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令で定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。

POINT!!
4

確認テスト「ポイントチェック」掲載

過去の問題から厳選した問題を「ポイントチェック」として掲載。

学習内容の復習や理解度の確認に役立ちます。

Lesson 1 旅行業法 ポイントチェック

第1問 以下の問1. ~問2. の記述のうち、旅行業法第1条（目的）として定められているものには○を、定められていないものには×を選びなさい。

問1. 旅行業等を営む者の公正な競争の維持

問2. 旅行業等を営む者の利便の増進

第2問 旅行業の定義に関する以下の問3. ~問4. の記述のうち、正しいも

テキストを一通り学習後
理解度や苦手をチェック！



試験前の
力試しに!!

POINT!!
5

持ち運びしやすい本の大きさ

システム手帳（A5 サイズ）と

同じ大きさなので、

持ち運びに便利です。



かばんに楽々収納できるので
どこでも気軽に学習できます

旅行業法テキスト

Category 1	総則	P 2
Category 2	登録制度	P 9
Category 3	営業保証金制度	P 16
Category 4	旅行業務取扱管理者	P 22
Category 5	旅行業務取扱料金	P 27
Category 6	旅行業約款	P 29
Category 7	標識	P 32
Category 8	取引条件の説明と書面の交付	P 38
Category 9	外務員	P 45
Category 10	広告の表示等・誇大広告の禁止	P 47
Category 11	旅程管理	P 51
Category 12	受託契約	P 56
Category 13	旅行業者代理業	P 59
Category 14	禁止行為・登録の取消し等	P 61
Category 15	旅行サービス手配業	P 65
Category 16	旅行業協会（法定業務）	P 74
Category 17	旅行業協会（苦情解決業務）	P 77
Category 18	旅行業協会（弁済業務保証金制度）	P 79
Category 19	罰則・雑則	P 84

旅行業約款テキスト

Category 1	総則	P 90
Category 2	契約の成立	P 94
Category 3	契約の変更	P 106
Category 4	契約の解除	P 110
Category 5	旅行代金の払戻し	P 118
Category 6	団体・グループ、旅程管理	P 119
Category 7	責任	P 122
Category 8	旅程保証	P 124
Category 9	特別補償規程	P 129
Category 10	旅行相談契約	P 142
Category 11	渡航手続代行契約	P 145

運送約款及び宿泊約款テキスト

Category 1	国際航空運送約款	P 152
Category 2	国内航空運送約款	P 176
Category 3	ホテル宿泊約款	P 193
Category 4	JR旅客営業規則	P 201
Category 5	貸切バス約款	P 209
Category 6	フェリー標準運送約款	P 217

ポイントチェック 問題編

Lesson 1	旅行業法ポイントチェック	問題編	P 230
Lesson 2	約 款ポイントチェック	問題編	P 236

ポイントチェック 解答・解説編

Lesson 1	旅行業法ポイントチェック	解答・解説編	P 248
Lesson 2	約 款ポイントチェック	解答・解説編	P 254

旅行業法 及びこれに基づく命令

テキスト



●学習ポイント

毎年のように本試験に出題されるのが『旅行業法の目的』と『旅行業等の定義』である。

『旅行業法の目的』では、“3つの究極の目的”とその目的を達成するための“3つの手段”は確実に覚えておく必要がある。

『旅行業等の定義』では、「どのような場合が旅行業等に該当するのか」「旅行業等に該当しないのはどのような場合か」を把握したい。

Section 1 「旅行業法」とは

旅行業法は、概ね以下の3つの性格を持つ法律である。

①	行政庁と旅行業等を営む者（旅行者・旅行者代理業者・旅行サービス手配業者）との関係について定めた行政法
②	不良・悪質な旅行業等を営む者を排除するため、刑事罰や行政処分規制している取締法
③	プロである旅行業等を営む者と素人である旅行者との間で公正な取引を確保するための規制を行っている取引規制法

Section 2 「旅行業等」「旅行者」「旅行者代理業者」「旅行サービス手配業者」「旅行者等」とは

『旅行業等（旅行者・旅行者代理業・旅行サービス手配業）』を営もうとする者は、登録行政庁の登録を受けなければならない。

旅行者	旅行業の登録を受けた者
旅行者代理業者	旅行者代理業の登録を受けた者
旅行サービス手配業者	旅行サービス手配業の登録を受けた者
旅行者等	旅行者と旅行者代理業者の両方を指す

本試験では、それぞれの使い分けが必要となるため、旅行業法令の原文や本テキストを読む上では注意しなければならない。

Section 3 法の目的

旅行業法第1条（目的）では、旅行業法が目的とするもの（3つ）とそれらを達成するための手段（3つ）の“6つの項目”が定められている。

旅行業法の目的	① 旅行業務に関する取引の公正の維持 ② 旅行の安全の確保 ③ 旅行者の利便の増進
目的の達成手段	(1) 旅行業等を営む者についての登録制度の実施 (2) 旅行業等を営む者の業務の適正な運営の確保 (3) 旅行業等を営む者で組織する団体の適正な活動の促進

★ “旅行業等を営む者で組織する団体”とは
「旅行業協会」のことをさす。

条文対策

法第1条（目的）

この法律は、旅行業等を営む者について登録制度を実施し、あわせて旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする。

★法第1条（目的）に定められていないもの（出題例）

「競争」「利益」「利潤」「需要」「発展」「経済」「雇用」「国民生活」「余暇」「接遇」「国際親善」「文化交流」「訪日外国人旅行者」「観光立国」「啓蒙」などの語句は『法第1条（目的）』には定められていない。

Section 4 旅行業等の定義

4-1. 旅行業とは

『旅行業』とは、以下の(1)～(3)の要件を全て満たす場合に該当する。

(1) 報酬を得ること
一定の行為を行うことにより、経済的な収入を得ることをいう。
(2) 一定の行為（旅行業務）を行うこと
一定の行為を分類すると下記の3区分に分けられる。 一定の行為とは、旅行業等を営む者が自ら運送・宿泊サービス等の旅行サービスを提供するのではなく、基本的旅行業務をする行為及び旅行相談に応じる行為をいう。
(3) 事業であること
一定の行為を継続的・計画的に行うことをいう。 旅行の手配を行う旨の宣伝・広告をしている場合や店舗を設けて旅行業務を行う旨の看板を掲げている場合である。

★一定の行為（旅行業務）の3区分

基本的旅行業務	<ul style="list-style-type: none">① 自己の計算において、運送・宿泊に関してサービス（以下「運送等サービス」という。）の提供契約を締結する行為（企画旅行の実施）。② 運送等サービスに関して代理・媒介・取次・利用をする行為（手配旅行の取り扱い）。
付随的旅行業務	<ul style="list-style-type: none">③ ①の行為に付随して、自己の計算における、運送等サービス以外のサービス（以下「運送等関連サービス」という。）の提供契約を締結する行為。④ ②の行為に付随して、運送等関連サービスの提供契約を締結する行為。⑤ ①及び②の行為に付随して、渡航手続き（旅券・査証の取得）の代行、旅行者の案内（ガイド、通訳、添乗など）を行う行為。
旅行相談業務	<ul style="list-style-type: none">⑥ 旅行日程の作成や旅行費用の見積りなどの旅行に関する相談に応じる行為。

法第2条第1項（旅行業）

この法律で「旅行業」とは、報酬を得て、次に掲げる行為を行う事業（専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為を行うものを除く。）をいう。

- (1) 旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス（以下「運送等サービス」という。）の内容並びに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を、旅行者の募集のためにあらかじめ、又は旅行者からの依頼により作成するとともに、当該計画に定める運送等サービスを旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等サービスを提供する者との間で締結する行為
- (2) 前号に掲げる行為に付随して、運送及び宿泊のサービス以外の旅行に関するサービス（以下「運送等関連サービス」という。）を旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等関連サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等関連サービスを提供する者との間で締結する行為
- (3) 旅行者のため、運送等サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
- (4) 運送等サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為
- (5) 他人の経営する運送機関又は宿泊施設を利用して、旅行者に対して運送等サービスを提供する行為
- (6) 前3号に掲げる行為に付随して、旅行者のため、運送等関連サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
- (7) 第3号から第5号までに掲げる行為に付随して、運送等関連サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等関連サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為
- (8) 第1号及び第3号から第5号までに掲げる行為に付随して、旅行者の案内、旅券の受給のための行政庁等に対する手続の代行その他旅行者の便宜となるサービスを提供する行為
- (9) 旅行に関する相談に応ずる行為

4-2. 旅行業者代理業とは

旅行業者代理業	報酬を得て、旅行業者（所属旅行業者）のために基本的旅行業務及び付随的旅行業務について代理して旅行者と契約を締結する事業をいう。 <u>旅行業者代理業は、報酬を得て、旅行相談業務を事業として行うことはできない。</u>
所属旅行業者	旅行業者代理業者と旅行業者代理業業務委託契約を締結している旅行業者をいい、旅行業者代理業者は、旅行業者代理業業務委託契約に基づき所属旅行業者（1社に限られる）を代理して、旅行業務を取り扱うことができる。

4-3. 旅行サービス手配業とは

『旅行サービス手配業』とは、報酬を得て、旅行業者（外国の法令に準拠して外国において旅行業を営む者を含む。）の依頼を受けて、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービス（通訳案内士・免税店等の運送及び宿泊のサービス以外の旅行に関するサービス）の提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理契約・媒介・取次をする行為（海外における運送等サービス又は運送等関連サービスの手配行為、国内における運送等関連サービスの手配行為（ただし、通訳ガイド（通訳案内士以外の者による有償の通訳案内サービスのもの）及び免税手続きを行う土産物店（輸出品販売所）の手配を除く。）を除く。）を行う事業をいう。

つまり、「旅行サービス手配業者」とは、旅行者とは直接取引をしない、旅行業者から委託を受けて、運送手段や宿泊施設、通訳ガイド・免税店を手配する者（手配代行業者など）のことである。

なお、海外における運送等サービス（貸切バスやホテルなど）又は運送等関連サービス（通訳ガイド・土産物店・レストラン・劇場など）の手配行為、国内における運送等関連サービスの手配行為（ただし、通訳ガイド（通訳案内士以外の者による有償の通訳案内サービスのもの）・免税手続きを行う土産物店（輸出品販売所）の手配を除く。）は、『旅行サービス手配業』の規定の適用外である。

※「通訳案内士」とは、通訳案内士法に規定する一定の資格を有し、「全国通訳案内士」又は「地域通訳案内士」として登録を受けている者をいう。

4-4. 旅行業等に該当しない場合

報酬を得て、事業として行っている場合であっても、次に該当する場合は、旅行業等（旅行業・旅行業者代理業・旅行サービス手配業）には該当しないため、旅行業等の登録は不要である。

<p>(1) 海外旅行の手配代行業者・添乗員派遣業者</p>
<p>→ 旅行業者の委託を受けて、海外旅行の手配を専門に行うランドオペレーター（ツアーオペレーター）は、旅行業等の登録が不要である。</p> <p>→ 旅行業者に対して添乗員を派遣する添乗員派遣業者は、旅行者と直接取引をしないため、旅行業等の登録が不要である。</p>
<p>(2) 「一定の行為」のうち、付随的旅行業務のみを行う場合（国内における通訳ガイド（通訳案内士以外の者による有償の通訳案内サービスのもの）と免税手続きを行う土産物店（輸出物品販売所）の手配を除く。）</p>
<p>→ プレイガイド等が観光施設などの入場券の販売のみを行う場合、旅行業等の登録は不要である。</p> <p>→ 旅券や査証の取得など渡航に必要な手続きを代行する渡航手続代行業者も、旅行業等の登録は不要である。</p> <p>→ 旅行者の案内（ガイド、通訳、添乗など（国内における通訳ガイド（通訳案内士以外の者による有償の通訳案内サービスのもの）と免税手続きを行う土産物店（輸出物品販売所）の手配を除く。))のみを専門に行う場合も、旅行業等の登録は不要である。</p>
<p>(3) 運送事業者や宿泊事業者の自らの業務範囲内の行為</p>
<p>→ バス会社が自社のバスを使用して行う日帰り旅行や、旅館が自らの施設を使用して宿泊にゴルフ場や果樹園などの施設利用を組み合わせ販売するなど、運送事業者が運送の部分、宿泊事業者が宿泊の部分、自ら提供し、これに運送や宿泊以外のサービスの手配を付加して販売する場合、旅行業等の登録は不要である。</p>
<p>(4) もっぱら運送機関の代理発券業務のみを行う場合</p>
<p>→ コンビニエンスストアが航空会社を代理して航空券を販売するような場合、“運送の手配”を行っているが、例外的に旅行業等の登録は不要である。（航空運送代理店、バスなどの回数券販売所など）</p>

旅行業約款

テキスト



●学習ポイント

ここでは、旅行業約款のメインテーマである『募集型企画旅行契約』『受注型企画旅行契約』『手配旅行契約』の旅行形態の定義を確認することとする。『募集型企画旅行契約』『受注型企画旅行契約』『手配旅行契約』の取り扱いの違いを区別することが重要である。

『約款の適用範囲』と『特約』は、毎年のように本試験で出題される項目であるため、確実に覚えておきたい。

Section 1 定義

1-1. 募集型企画旅行・受注型企画旅行・手配旅行契約

募集型企画旅行 【募企】	旅行業者が、 <u>旅行者の募集のためにあらかじめ</u> 、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が旅行業者に支払うべき旅行代金の額を定めた <u>旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいう。</u> 一般的に「パッケージツアー」と呼ばれている。
受注型企画旅行 【受企】	旅行業者が、 <u>旅行者からの依頼により</u> 、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が旅行業者に支払うべき旅行代金の額を定めた <u>旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいう。</u> 「修学旅行」が典型的なものである。
手配旅行契約 【手配】	旅行業者が <u>旅行者の委託により</u> 、旅行者のために代理、媒介又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行サービスの提供を受けることができるように、 <u>手配することを引き受ける契約をいう。</u> 運送・宿泊などの個別手配のことである。 なお、 <u>旅程を管理することまでは手配旅行契約には規定されていない。</u>

1-2. 国内旅行と海外旅行【募企・受企・手配】

「国内旅行」とは本邦内（日本国内）の旅行のみをいい、「海外旅行」とは国内旅行以外の旅行をいう。

★「海外旅行」の定義の注意点

例えば、福岡ー東京ーパリーー東京ー福岡のように、行程の一部にでも海外旅行が含まれている場合は、旅行全体が「海外旅行」となる。

『「海外旅行」とは本邦外の旅行のみをいう』は誤りとなる。

1-3. 旅行代金【手配】

手配旅行契約における「旅行代金」とは、「運送・宿泊機関等に対して支払う費用（運賃・料金等）」と「旅行業者が旅行者から受取る旅行業務取扱料金（報酬）」を合算した額をいう。

なお、「旅行業務取扱料金」のうち、変更手続料金と取消手続料金は、「旅行代金」の規定には含まれない。

1-4. 通信契約【募企・受企・手配】

「通信契約」とは、旅行業者が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」という。）のカード会員（旅行者）との間で、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申し込みを受けて締結する募集型企画旅行契約、受注型企画旅行契約及び手配旅行契約であって、クレジットカード会社の決済日にクレジットカード会社から決済されることを、旅行者があらかじめ承諾し、旅行代金や取消料などの支払いをクレジットカードで行う契約のことをいう。

★「通信契約」となる要件とは…

- ① 通信手段による旅行の申し込み
- ② 旅行代金や取消料などの支払いをクレジットカードで行う

例えば、通信手段による旅行の申し込みであっても、旅行業者の指定する金融機関の口座に旅行代金を振り込む決済方法により締結する契約は、通信契約とはならない。

1-5. カード利用日【募企・受企・手配】

「カード利用日」とは、旅行者又は旅行業者が募集型企画旅行契約、受注型企画旅行契約及び手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいう。

★「カード利用日」とは…

- ・旅行者が旅行代金等の支払い債務を履行すべき日
- ・旅行業者が払戻し債務を履行すべき日

1-6. 旅行契約の内容【募企・受企】

旅行業者は、募集型企画旅行契約及び受注型企画旅行契約において、旅行者が旅行業者の定める旅行日程に従って旅行サービス（運送・宿泊機関等が提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受ける。

★「企画旅行（募集型・受注型）の二大債務」

- ① 手配債務
- ② 旅程管理債務

募集型企画旅行契約と受注型企画旅行契約の上では、旅行業者は計画通りに手配をしなければならない債務を負っているため、下記の手配旅行契約で規定されている『手配債務の終了』という規定は、募集型企画旅行契約と受注型企画旅行契約では定められていない。

1-7. 手配債務の終了【手配】

手配旅行契約の上では、「善良な管理者の注意」をもって旅行者から委託された旅行サービスの手配を行えば、その債務の履行は終了する。つまり、旅行業者が手配をした結果、運送・宿泊機関等の満席・満室等で手配できなかった場合でも、旅行業者は旅行者から委託された業務（手配する）を行ったことになるため、旅行業者は、手配を行ったことに対する報酬（旅行業務取扱料金）を旅行者に請求することができる。

1-8. 手配代行者【募企・受企・手配】

旅行業者は、募集型企画旅行契約、受注型企画旅行契約及び手配旅行契約の履行に当たって、旅行者が旅行サービスを受けるために必要な手配の全部又は一部を、本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者（手配代行者）に代行させることができる。

★「手配代行者」の注意点

- ・旅行契約の種類に関係なく、代行させることができる。
- ・手配の一部だけでなく、手配の全部を代行させることができる。
- ・本邦内だけでなく、本邦外についても代行させることができる。

Section 2 約款の適用範囲と特約【募企・受企・手配】

2-1. 約款の適用範囲

旅行業者と旅行者との間で締結する“旅行契約（募集型企画旅行契約、受注型企画旅行契約及び手配旅行契約）”は、『約款（旅行業約款）』に基づいて行われる。

ただし、約款に定めのない事項については、他の法令（『商法』や『民法』など）又は一般に確立された慣習による。

2-2. 特約

旅行業者と旅行者との間で“特約”を結んだ場合には、その特約が約款よりも優先して適用されるが、次の要件をすべて満たしていなければ、特約は有効とはならない。

- ① いかなる法令にも反してはならないこと
- ② 約款よりも旅行者にとって不利になってはならないこと
- ③ 書面により結ばなければならないこと（口頭による特約は無効）

なお、特約は、約款に定めのある事項に限らず、約款に定めのない事項についても結ぶことができる。

運送約款及び宿泊約款 テキスト



●学習ポイント

「総合」では、最も出題数が多い、運送約款及び宿泊約款のメインテーマである。本試験対策としては、『定義』、『約款の適用』、『予約』、『運送の拒否及び制限』の「運送の拒否等」、『手荷物』の「動物」、『払戻し』、『航空会社の責任』の「手荷物に対する責任限度」と「従価料金」と「損害賠償請求期限」と「出訴期限」を覚えたい。

なお、出典は「日本航空 国際運送約款（旅客および手荷物）」である。

Section 1 定義

1-1. 旅客

小児	運送開始日時点で2才の誕生日を迎えているが未だ12才の誕生日を迎えていない人をいう。
幼児	運送開始日時点で2才の誕生日を迎えていない人をいう。

1-2. 航空券

航空券	旅客又は手荷物の運送のため運送人又はその指定代理店により発行される、「旅客切符及び手荷物切符」若しくは電子航空券をいう。航空券には、運送契約の条件の一部及び諸通知が記載されており、搭乗用片及び旅客用片若しくは旅客控、又は電子搭乗用片及びeチケットお客様控が含まれている。
旅客用片 ・旅客控	運送人又はその指定代理店により発行される航空券の一部分を構成する用片又は控をいい、「旅客用片」又は「旅客控」である旨の表示があり、旅客にとって運送契約の証拠書類となるものをいう。（ANA規定なし）
搭乗用片	旅客切符の一部分で、運送が有効に行なわれる特定の区間を明記している用片をいい、電子航空券の場合は電子搭乗用片をいう。

電子航空券	運送人又はその指定代理店により発行されるeチケットお客様控及び電子搭乗用片をいう。(ANA規定なし)
電子用片	航空会社のデータベースに記録される電子搭乗用片又は他の電子証票のことをいう。(ANA規定なし)
電子搭乗用片	航空会社のデータベースに記録される形式の搭乗用片をいう。(ANA規定なし)
eチケットお客様控	電子航空券の一部をなす書類で、旅程、航空券に関する情報、運送契約の条件の一部及び諸通知が記載されているものをいう。
EMD	運送人又はその指定代理店により発行される電子証票で、当該証票に記載されている人に対する航空券の発行又は旅行のためのサービスの提供を要請する電子証票をいう。
MCO	JALにおいて、運送人又はその指定代理店により発行される証票又は電子証票で、当該証票に記載されている人に対する航空券の発行又は旅行のためのサービスの提供を要請する証票又は電子証票をいう。(ANA規定なし)

1-3. 手荷物

手荷物	旅行にあたり旅客の着用、使用、娯楽又は便宜のために必要な、又は適当な、旅客の物品、身廻品その他携帯品をいい、別段の定めのない限り、受託手荷物(ANAでは「預入手荷物」)及び持込手荷物の両方を含む。
受託手荷物 (預入手荷物)	運送人が保管する手荷物で、運送人が手荷物切符及び手荷物合符を発行したものをいう。
持込手荷物	受託手荷物以外の手荷物をいう。なお、ANAでは、預入手荷物以外の手荷物で、航空会社が機内への持込を認めたものをいう。
手荷物切符	受託手荷物を運送するための航空券の一部分で、運送人が受託手荷物の受領証として発行するものをいう。(ANAでは「超過手荷物切符：航空会社が定める無料手荷物許容量を超過した手荷物の運送のために発行する証票をいう。」の定義あり)
手荷物合符	受託手荷物(預入手荷物)の識別のために運送人が発行する証票で、運送人により個々の受託手荷物(預入手荷物)に取付けられる手荷物合符(添付合符)と旅客に交付される手荷物合符(引換合符)とをいう。

1-4. 経路等

途中降機	運送人が事前に承認したもので、出発地と到着地との間の地点で旅客が行う旅行の計画的中断をいう。
予定寄航地	出発地及び到着地を除く地点で、旅客の旅程上の予定された経路地として航空券若しくはそれに結合して発行された関連航空券に記載され、又は運送人の時刻表に表示された地点をいう。
経路等の変更	旅客が提示する正当な航空券に記載された、経路、運送人、クラス、航空便又は航空券の有効期間を変更することをいう。

1-5. その他

会社規則	この約款以外の旅客又は手荷物の国際運送に関する航空会社の規則及び規定（運賃、料率及び料金の表を含む。）をいう。
日	暦日をいい、すべての曜日を含む。ただし、通知のための日数計算にあたっては、通知を発した日を算入しない。また、有効期間を決めるための日数計算にあたっては、航空券を発行した日又は航空旅行（ANAでは運送）を開始した日を算入しない。
条約	1929年の「ワルソー（ポーランドの首都ワルシャワの英語読み）条約」、1955年の「改正ワルソー条約（ヘーグ議定書）」、1975年の「モントリオール第一・第二追加議定書」、1999年の「モントリオール条約」のいずれかの文書のうち、当該運送契約に適用になるものをいう。
フランス金 フラン	純分1000分の900の金65.5ミリグラムからなるフランスフランをいう。フランス金フランは、各国の通貨の端数のない額に換算することができる。
SDR	国際通貨基金（IMF）の定める特別引出権をいう。

ポイントチェック



Lesson 1 旅行業法 ポイントチェック

第1問 以下の問1.～問2.の記述のうち、旅行業法第1条（目的）として定められているものには○を、定められていないものには×を選びなさい。

問1. 旅行業等を営む者の公正な競争の維持

問2. 旅行業等を営む者の利便の増進

第2問 旅行業の定義に関する以下の問3.～問4.の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を選びなさい。（いずれも報酬を得て事業として行うものとする。）

問3. コンビニエンスストアが、テーマパークや博覧会などの入場券のみを販売する行為は、旅行業に該当する。

問4. 宿泊事業者が、自ら経営する宿泊施設の宿泊プランを、インターネットを利用して販売する行為は、旅行業に該当する。

第3問 以下の問5.～問40.の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を選びなさい。

問5. 第2種旅行者で総合旅行業務取扱管理者を選任している営業所においては、本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を当該営業所で実施することができる。

問6. 第1種旅行者を所属旅行者として、旅行者代理業の新規登録の申請をしようとする者は、観光庁長官に登録の申請をしなければならない。

- 問7. 法人であって、その役員のうち旅行業の登録申請前5年以内に旅行業務に関し不正な行為をした者があるものは、登録の拒否事由に該当する。
- 問8. 第2種旅行業を営もうとする者であって、その基準資産額が1,000万円であるものは、登録の拒否事由に該当する。
- 問9. 令和5年9月1日に登録の有効期間が満了となる旅行者に対して、同年9月13日に有効期間の更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は令和5年9月13日から起算して5年である。
- 問10. 旅行者代理業者が、その登録業務範囲を第3種旅行業務に変更しようとするときは、その主たる営業所を管轄する都道府県知事に変更登録の申請をしなければならない。
- 問11. 旅行者は、営業保証金を供託し、供託所から供託物受入れの記載のある供託書を受領すれば、直ちに、その事業を開始することができる。
- 問12. 第2種旅行業の登録を受けた者が供託すべき営業保証金の額は、前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額が5,000万円未満である場合にあっては、700万円である。
- 問13. 旅行者又は当該旅行者を所属旅行者とする旅行者代理業者と旅行業務に関し取引をした旅行者及び旅行に関するサービスを提供する者は、その取引によって生じた債権に関し、当該旅行者が供託している営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

ポイントチェック

解答・解説編



Lesson1 旅行業法ポイントチェック

第1問

旅行業法第1条（目的）の条文は次のとおり定められている。

『この法律は、旅行業等を営む者について登録制度を実施し、あわせて旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする。』〔TEXT:P3〕

問1. 正解 × 「旅行業等を営む者の公正な競争の維持」は、旅行業法第1条（目的）に定められていない。

問2. 正解 × 「旅行業等を営む者の利便の増進」は、旅行業法第1条（目的）に定められていない。

第2問

問3. 正解 × 誤り。付随的旅行業務（運送又は宿泊以外のサービスについてのみ手配し、又は旅行者に提供する行為）のみを行う行為は、旅行業に該当しない。

〔TEXT:P7〕

問4. 正解 × 誤り。宿泊機関が、宿泊サービスを自ら提供し、販売する行為は、旅行業に該当しない。

〔TEXT:P7〕

第3問

問5. 正解 × 誤り。第2種旅行者は、本邦外の募集型企画旅行を実施することができない。

〔TEXT:P9〕

問6. 正解 × 誤り。旅行者代理業の登録の申請先は、当該旅行者代理業を営もうとする者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事である。〔TEXT:P10〕

問7. 正解 ○ 正しい。〔TEXT:P12〕

問8. 正解 × 誤り。第2種旅行業を営もうとする者は、その基準資産額が700万円以上でない場合は、その登録は拒否される。本問の場合、第2種旅行業を営もうとする者であって、その基準資産額が700万円以上（1,000万円）であるため、登録の拒否事由に該当しない。〔TEXT:P12〕

問9. 正解 × 誤り。有効期間の更新登録がなされた場合の新しい有効期間は、従前の登録の有効期間満了日の翌日から起算して5年である。本問の場合、従前の登録の有効期間満了日の令和5年9月1日の翌日の令和5年9月2日から起算して5年である。〔TEXT:P14〕

問10. 正解 × 誤り。旅行業者代理業者が旅行業に登録を変更しようとするときは、変更登録の申請ではなく、新規登録の申請をしなければならない。〔TEXT:P15〕

問11. 正解 × 誤り。旅行業者は、登録の通知を受けた日から14日以内に、営業保証金を主たる営業所の最寄りの供託所に供託し、その旨を登録行政庁に届け出なければ、その事業を開始することはできない。〔TEXT:P17〕

問12. 正解 × 誤り。第2種旅行業の登録を受けた者が供託すべき営業保証金の額は、前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引額が5,000万円未満であるときは、“1,100万円”である。〔TEXT:P18〕

問13. 正解 × 誤り。旅行業者又は当該旅行業者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者との旅行業務に関する取引によって生じた債務に関し、当該旅行業者が供託している営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有するのは“旅行者”のみである。〔TEXT:P20〕

問14. 正解 ○ 正しい。〔TEXT:P22〕

問15. 正解 × 誤り。旅行業務取扱管理者が管理及び監督すべき職務として、①旅行に関する計画の作成に関する事項、②法第12条の規定による料金の掲示に関する事項、③法第12条の2第3項の規定による旅行業約款の掲示及び備置きに関する事項、④法第12条の4の規定による取引条件の説明に関する事項、⑤法第12条の5の規定による書面の交付に関する事項、⑥法第12条の7及び法第12条の8の規定による広告に関する事項、⑦法第12条の10の規定による企画旅行の円滑な実施のための措置に関する事項、⑧旅行に関する苦情の処理に関する事項、⑨契約締結の年月日、契約の相手方その他の旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管に関する事項、⑩①～⑨に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項、の10項目が定められている。〔TEXT:P25・26〕

問16. 正解 × 誤り。旅行業者は、事業の開始前に旅行業務の取扱いの料金を定め、これをその営業所において旅行者に見やすいように掲示しなければならないが、旅行者が閲覧することができるように備え置くことは定められていない。〔TEXT:P28〕